

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 2021/01/25

最終更新日 2021/02/25

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年1月1日
国立大学法人名		国立大学法人滋賀医科大学
法人の長の氏名		上本 伸二
問い合わせ先		総務企画課企画係 TEL : 077-548-2011 E-mail : hqsuisin@belle.shiga-med.ac.jp
URL		https://www.shiga-med.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
経営協議会による確認		<p>【基本原則1に関して】</p> <p>原則1-1の「多様な関係者の意見」には、学外有識者会議等の委員から地域の意見も取り入れておられると思いますが、理念に「地域に支えられ、地域に貢献し、・・・」とあるので、地域とのコミュニケーションを広く取る工夫をすることも必要ではないかと考えます。</p> <p>中期目標を達成するために、中期計画・年度計画を推進する組織として、「教育推進本部」、「研究活動総括本部」、「病院管理運営会議」を組織されているが、これらの連携、および、学長がどのように関わっておられるのか説明が欲しい。</p>	<p>原則1-1に大学ホームページにお問い合わせページ「問い合わせメールフォーム」を設置し、また、附属病院内には本院に対する様々な意見を投入していただくために意見箱を設置しており、多様な意見を受け付けている旨を追記しました。</p> <p>また、原則1-1に、学長のリーダーシップの下、役員会で決定した施策については、各担当理事の下に教育分野については「教育推進本部」、研究分野については「研究活動統括本部」、診療分野については「病院管理運営会議」が中心となり、年度計画を遂行する体制を構築している旨を追記しました。</p>
		<p>原則1-1及び原則2-1について、理念・使命及び中期目標・計画は明確ですが、「ビジョン」が必ずしも明確に示されていません。学長による明確なビジョンの提示が望まれます。特に原則2-1は、学長による「中長期ビジョンの策定と構成員への説明」を求めています。記載欄の内容では学長のリーダーシップが十分には示されていないように思われます。</p>	<p>ビジョンとしては、第3期中期目標・計画（平成28年度～令和3年度）について、役員会、教育研究評議会、経営協議会で審議し、策定した3Cを原則1-1に追記しました。また、新たに、企業との産学連携研究活動をはじめ種々の外部研究資金の更なる獲得、幅広い研究の底上げを含め「サステイナブル（持続可能）」で「アトラクティブ（魅力的）」な大学を目指す旨を原則1-1に追記し、学内外の意見を聞きながら明確化していきます。</p>
		<p>基本的な経営体制は構築されていると考えます。その中で、今回のコロナ禍において、迅速・的確な意思決定に課題があった点を抽出し、今後の機能強化へとつなげて頂きたい。</p>	<p>原則1-1に、危機管理規程に基づき、危機事象の対応のために必要があると判断する場合には、「危機対策本部」を設置することとしており、今回のコロナ禍における本学の対応について協議、決定する体制を構築している旨を追記しました。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		<p>【基本原則 2 に関して】 補充原則 2 - 1 - 3③、および原則 4 - 2 について、内部統制システムにつき、規定は定められていますが、具体的な「システム」として体制が組み立てられているかが明確に示されていないので、体制図様のものを作成しておくことが望まれます。</p>	<p>経営、教育研究および社会貢献活動の安全性と健全性を示すため、学長を「最高管理責任者」、事務局長を「統括管理責任者」とする内部統制システムを整備・実施し、コンプライアンス、リスクマネジメント及び確実な事業継続に取り組んでいます。</p> <p>内部統制システム体制図について、補充原則 2 - 1 - 3③、原則 4 - 2 の根拠資料に追加しました。</p>
		<p>原則 2 - 1 - 4 について、戦略的な人的・物的資源の配分の方法及び自己点検・評価の方法について具体的な説明が必要と思います。</p>	<p>中期計画・年度計画に基づいて長期的な視点に立ち、重点的に投資する事業等について、役員等による書面審査及びヒアリングを行い予算化を決定しています。予算化した事業は年度途中に「役員による予算ヒアリング」により進捗状況の点検を行い成果を評価するとともに、課題については改善を図り、次年度の予算配分に反映し、大学の更なる発展や改革につなげています。</p> <p>また、教員人事については、学長を長とする「人事委員会」において方針を審議し、その選考について教授会に諮り、教育研究評議会の議を経て、学長が最終候補者を決定している旨を追記しました。</p>
		<p>原則 2 - 2 - 2 について、この原則は、法人の長（学長）が行う意思決定の適切さについて役員会の果たす役割を定めていますが、記載内容は役員会の意思決定について書かれているのみです。法人の長の決定を役員会が実行する体制について説明することが必要です。</p>	<p>学長の意思決定に際して、役員会で審議する事項を事前に理事懇談会、役員懇談会等で頻回に意見交換し、議題等の適切性について協議のうえ、迅速かつ的確な意思決定を行っている旨を追記しました。</p>
		<p>【基本原則 3 に関して】 監事は、役員会、教育研究評議会、経営協議会等の主要な会議に出席して監査機能を有効に発揮できる体制を取っている。また、監事は、学長選考会議についても適切性を監査している。一方、医科大学であるため、スケールに合わせて、監事を非常勤と判断されたことは妥当と考える。 また大学総括理事を置いていないが、現時点では適切と考えている。</p>	
		<p>原則 3 - 3 - 4 について、この原則は、学長選考会議が法人の経営力発揮体制の在り方を検討することを求めています。記載内容は「総括理事」を置かないことを記載しているのみで、十分な説明ではありません。</p>	<p>学長選考会議では、本学が求める学長像の中で経営面について「地域や自治体、企業等とも協力して高い経営能力を発揮し、大学を効果的に運営すること」と定めて学長選考を実施しており、この経営力を含めた本学が求める学長像に則して学長の業務執行状況を確認することとしている旨を追記しました。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】			
記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
		<p>【基本原則 4 に関して】</p> <p>情報の公表は適切に行われていると考えます。学生の満足度などが調査されているが、大学運営へのフィードバックがあればさらに良いと思います。</p> <p>各種のガイドラインや行動規範などが定められていますが、研修などによる周知や、守られているかのチェックはどのようになっているのか説明が必要と思います。その意味で内部統制システムの充実が必要と考えます。</p>	<p>医学・看護学教育センター運営会議では学生の満足度向上に向けて、大学運営に反映させるべき要望があれば適切な委員会等における検討を経て対応（改善等）するPDCAサイクルを回している旨を補充原則 4 - 1 ②に追記しました。また、本学の健全な運営に資することを目的として内部監査によるチェックを実施しており、本学の運営状況を適法性と妥当性の観点から公正かつ客観的な立場で調査及び検証し、その監査結果に基づく助言、提案等を行っている旨を原則 4 - 2 に追記しました。</p>
		<p>【全体について】</p> <p>概ねガバナンス・コードに適合した状況にあると認められます。毎年度報告を求められるのであれば、当該規程に基づき、当該年度は何を行なったかを具体的に記載した方が良いと考えます。計画を実行するその中で、年度毎に創意工夫が出てくるように思います。</p>	<p>国立大学法人法に基づく本学のガバナンス体制について、その根拠となる本学の規程とともに記載しているところです。次年度以降のガバナンス・コード報告書において、監事・経営協議会委員の意見を踏まえ、改善した点等を記載する予定です。</p>
		<p>【基本原則 1 に関して】</p> <p>中期計画及び年度計画の進捗が中期目標の実現を意味し、ひいては滋賀医科大学のミッションの達成へとつながることを常に意識しながら業務を進められるような仕組みの整備をさらに進めるべきと考えます。</p> <p>理念やミッションは滋賀医科大学の根幹をなすものですので、法人の構成員が常に意識しながら業務にあたることで、具体的な業務改善、組織強化を図ることが可能となり、自律的な発展改革も可能になるかと思えます。</p>	<p>令和元年度に「理念」と「使命」の文言の整理・改訂について、全学教職員及び全学生に対して意見照会を行い、学生からの意見も反映して改訂を行いました。</p> <p>大学のミッション達成のため、常に意識しやすいように玄関、講義室、廊下等に掲示し、学生証・職員証と一緒に携帯できるサイズの理念・使命カードを作成し、学生、教職員全員に配付し周知を行いました。第4期中期目標を策定する時期でもあり、法人の構成員が常に意識しながら業務にあたるよう工夫していきます。</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄	本学の対応状況等
監事による確認		<p>【基本原則 2、3 に関して】</p> <p>基本原則 2、3 にのみ関連する事項ではありませんが、本年はコロナ禍に見舞われる中、ルーティンとは乖離した状況が継続していると思います。その中で、学長がリーダーシップを発揮され、正確な情報と資料に基づき執行部を中心として迅速かつ入念な協議を重ね、的確な対応をとられたことは評価されるべきだと考えます。</p> <p>特に、地域に支えられ、地域に貢献し、世界にはばたく滋賀医科大学としては、感染症患者に可能な限りの対応をしつつ、カニクイザルを用いた成果をあげられたという点でも大きな評価を行ってよいのではないかと考えます。</p> <p>まだ、沈静化する見通しは立っていませんが、今回の経験からも業務執行体制の弱点や課題を抽出し、より合理的で的確な業務執行を進めるために必要な体制、人員等について検討を進めていかれることを希望します。</p> <p>なお、今回のコロナ禍を契機に、Web利用が一気に進み、この点も業務の合理化に資することにはなるだろうと思われます。情報管理リスクという課題とあわせ、考察を深めていただきたいと考えます。</p> <p>【基本原則 4 に関して】</p> <p>内部統制について、内部統制委員会の位置付け、役割について改めて精査することは重要かと考えます。そのうえで、法人がミッション達成のために健全に活動を継続できるよう順守すべきルールを明確にし、業務の効率化についてチェックをしていくということになるかと思われます。</p> <p>監事としても、これまで以上に、会計監査人や監査室との課題共有を図りつつ、モニタリング機能の強化に資することができるように努めてまいりたいと考えます。</p>	<p>令和 2 年度は、学生の講義等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、平成30年4月に設置された情報総合センターを中心に、Webツールによるオンライン形式やオンデマンド形式、課題レポート提出形式等の遠隔形式で実施出来るように整備し、予算計画についても速やかに補正予算の編成を行い、資金不足が生じないよう対応してまいりました。新型コロナウイルス感染症が終息する見通しはたっていませんが、この経験を活かし、より合理的で的確な業務執行が進められるように努めてまいります。</p> <p>情報管理リスクについては、情報セキュリティインシデントに迅速に対応するため、情報セキュリティインシデント対策チーム（以下、CSIRT）を整備し、CSIRT要員にセキュリティ研修を受講させ人材育成を進めています。また、情報セキュリティ意識の向上のため本学メールアドレス取得者全員に対して情報セキュリティe-Learningの受講を義務付けている旨を原則 4 - 2 に追記しました。</p> <p>内部統制における内部統制委員会の位置付けについて検討してまいります。なお、法人がミッション達成のために健全に活動を継続できるよう、各部署の長をもって充てる「内部統制システム推進責任者」は、内部統制システムの実施状況について検証するとともに定期的に統括管理責任者（事務局長）へ報告することが規定されており、月 1 回開催される課長・室長等会議がこの役目を果たしています。</p> <p>また、業務を有効・効率的かつ適正に運営するため、各種規程等の整備に加えて各部署では業務マップ及び業務フローを策定し、担当者の異動等があっても可能な限り標準的な業務運営が継続できるよう取り組んでおり、随時見直しが行われています。</p> <p>内部統制システム体制図を原則 4 - 2 の根拠資料に追加しました。</p>
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っておりません。	

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則を（下記に説明する原則を除き）すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>【補充原則 3 - 4 - 1 ①】</p> <p>監事の常勤化</p> <p>本学は、中期計画において「監事が財務や会計、大学のガバナンス体制のみならず、教育研究や社会貢献の状況等についても監査できる体制を構築するため、監事を常勤化し、その支援体制を強化する。」を挙げており、平成28年度から検討してきた。しかし、本学は単科大学における監査業務量を考慮した結果、外部でのキャリアを継続しながら、業務量に応じた働き方が可能な、非常勤形態が適していると判断した。</p> <p>さらに、令和2年度に開催した外部委員2名を含む監事候補者選考委員会においても、組織業務、会計業務に精通した非常勤監事2名体制が適当であると判断した。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄 ※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。	根拠資料等
------	-------	---	-------

基本原則1 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築

<p>原則1-1</p> <p>【国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定】</p> <p>国立大学法人は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定すべきである。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を含め、公表しなければならない。</p>	<p>本学のミッションとして、次のとおり、理念及び使命を掲げている。</p> <p>【理念】 地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する。</p> <p>【使命】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成する。 2 研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信する。 3 信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献する。 <p>上述のミッションを踏まえ、その実現のためのビジョンとして、次の3Cを推進することを公表しており、企業との産学連携研究活動をはじめ種々の外部研究資金の更なる獲得、幅広い研究の底上げを含め「サステイナブル（持続可能）」で「アトラクティブ（魅力的）」な大学を目指している。</p> <p><3C> Creation：優れた医療人の育成と新しい医学・看護学・医療の創造 Challenge：優れた研究による人類社会・現代文明の課題解決への挑戦 Contribution：医学・看護学・医療を通じた社会貢献</p> <p>3Cの実現のため、以下の事項に重点的に取り組んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガバナンス体制を確立し、学長のリーダーシップの下に積極的な教育研究組織の改組を行い、第2期中期目標期間の取組を発展させて学内環境の整備を進めるとともに、IR (institutional research) に基づいて人的・財的資源の効果的な活用を図り、大学のアイデンティティーと強みをより堅固なものにする。また、学内対話を促進し、学内の意志を統一して機能強化と改革を進める。 2. 入試改革では、アドミッションオフィスにアドミッションオフィサーを配置し、医療人としての素質に富む受験生を開拓し選抜する。 3. 教育面では、地域基盤型教育による全人的医療を目指す医療人、医学系・保健系分野で世界を視野に活躍できる実践者・研究者を育成する。また、医療を取り巻く環境の変化、時代の要請に対応し国際基準に基づく医学教育、世界標準を見据えた看護学教育を実践する。地域医療教育研究拠点によるシームレスな卒前教育・卒後研修を通して地域医療を担う医療人を育成する。 4. 研究面では、選択と集中により、重点研究領域（アジアに展開する生活習慣病疫学研究、認知症を中心とする神経難病研究、基礎と臨床の融合による先端がん治療研究など）を定め、ロードマップを策定して推進する。先進医療機器開発などの産学官連携を推進し、医療水準の向上に取り組む。若手萌芽研究、基礎臨床融合研究、イノベーション創出研究を支援し、それらの社会還元を推進する。 5. 附属病院では、医療の質の向上を図り、特定機能病院として地域の医療の中核を担う。社会構造の変化に対応して、常に病院機能を見直すとともに、質の高い先進医療・低侵襲医療の提供と、新たな医療技術の開発を推進する。 6. 県内唯一の医育機関として行政と連携し、地域医療を実践する医師のキャリア形成支援によって地域医療の充実に貢献する。また、医療従事者の研修等を通じて地域医療の質の向上に寄与する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理念・使命（大学HP） ・法定公開情報（情報公開法）「中期目標・計画」（大学HP）
---	--	---

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。</p> <p>具体的な目標・戦略としては、文部科学大臣から提示を受けた第3期中期目標を達成するため中期計画を策定し、文部科学大臣の認可を受けている。</p> <p>中期目標（原案）及び中期計画の策定に当たっては、学内の教育研究に従事する委員を含む教育研究評議会、学外委員を含む経営協議会や総合戦略会議に加えて大学に関し広くかつ高い識見を有する委員を含む学外有識者会議での審議を通じて、多様な関係者の意見を聴き、社会からの要請の把握に努めた上で、役員会で議決している。</p> <p>また、中期目標・計画を達成するための道筋として、事業年度毎に年度計画を定め、大学ホームページ等で公表している。広く一般から多様な関係者の意見を聴く仕組みとしては、大学ホームページにお問い合わせページ「問い合わせメールフォーム」を設置し、また、附属病院内には本院に対する様々な意見を投入していただくために意見箱を設置しており、届いた意見等について検討し改善等につなげている。</p> <p>なお、大学の目標・戦略を実現するための体制として、学長のリーダーシップの下役員会で決定した施策については、各担当理事の下、教育については、「教育推進本部」が、入学者選抜や学生教育だけでなく、附属病院における医師臨床教育や看護人材育成を担う組織とも連携して教育活動の戦略を立案し、入学から卒前・卒後まで一貫した教育を提供する体制を整えている。</p> <p>研究については、「研究活動統括本部」が研究支援、産学官金連携促進、研究リスクマネジメントを担う組織を統括し、研究者の研究活動を支援する体制を構築している。</p> <p>附属病院においては、役員会の監督の下、病院の将来計画・経営方針・診療体制・評価改善等について審議する「病院管理運営会議」を中心とした経営体制を敷いている。</p>	

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。</p> <p>また、危機管理規程第8条に基づき、学長は、危機事象の対応のために必要があると判断する場合には、「危機対策本部」を設置することとしている。令和2年2月に、新型コロナウイルス感染症に関する危機事象のため「危機対策本部」を設置し、その後、今年度も継続して政府、文部科学省、厚生労働省、行政等の所管省庁や関係機関の施策等に基づき本学の対応を協議、決定する体制を構築している。</p> <p>危機管理規程【対策本部の設置】第8条（抜粋） 学長は、危機事象の対応のために必要があると判断する場合は、次の各号に掲げる業務を行うため、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。 （1）危機管理において必要な対策の決定及び実施 （2）危機の情報収集及び情報分析 （3）学生及び職員等への危機に関する情報提供 （4）危機に関する関係機関との連絡調整 （5）危機に関する報道機関への情報提供 （6）その他危機への対応に関する必要な事項 2 対策本部は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 （1）本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。 （2）副本部長は、理事又は事務局長の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。 （3）本部員は、理事又は事務局長、関係部署の長、その他必要な者をもって充てる。 3 対策本部の事務は、総務企画課が主管し、関係部署の職員が参画するものとする。 4 対策本部は、本部長が危機の終息宣言を行ったときに解散するものとする。</p>	<p>根拠資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理規程 第8条（対策本部の設置）
<p>補充原則 1 - 2 ④ 国立大学法人は、目標・戦略の進捗状況と検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等を、公表しなければならない。</p>		<p>本学は、毎年度、中期計画毎に進捗状況や指標を管理するデータベース「進捗ナビ」を活用して実績を確認し、「評価委員会」において自己評価を行ったうえで「業務の実績に関する報告書」を作成し、中期計画の進捗状況とそれを自己評価した結果を大学ホームページで公表している。また、国立大学法人評価委員会による評価結果は、次年度以降の年度計画に反映させている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十二条に基づく）法定公開情報（情報公開法）業務に関する情報 「事業報告書、業務報告書、その他業務に関する報告書」（大学HP）
<p>補充原則 1 - 3 ⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>本学は、役員会、経営協議会規程及び教育研究評議会規程において、それぞれの審議事項を定め、権限と責任を明確化している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営協議会規程 第2条（審議事項） ・教育研究評議会規程 第2条（審議事項）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>経営協議会規程【審議事項】第2条（抜粋）</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人滋賀医科大学の経営に関する事項</p> <p>(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち法人の経営に関する事項</p> <p>(3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に関する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(6) その他法人の経営に関する重要事項</p> <p>教育研究評議会規程【審議事項】第2条（抜粋）</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項（の経営に関する事項を除く。）</p> <p>(2) 中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）</p> <p>(3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 教員人事に関する事項</p> <p>(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項</p> <p>(6) 学生の円滑な修業等を支援するために必要な事項</p> <p>(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(9) その他滋賀医科大学の教育研究に関する重要事項</p>	<p>根拠資料等</p>
<p>補充原則 1 - 3⑥（2）</p> <p>教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>本学の人事に関する事項については、管理運営組織規程第12条第2項の規定に基づき人事委員会を設置し、戦略的な人員計画や人材育成を推進している。性別・年齢・国籍等を問わず国内外の多様な人材の確保及び活用を図るため「国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針」を策定し、ホームページ上で公開している。</p> <p>性別に関しては「第2期男女共同参画推進基本計画（マスタープラン）」に掲げた女性管理職登用比率の数値目標を達成しており、国際性に関しては特に大学院教育で留学生を確保しており、障がい者については法定雇用率を遵守している。</p> <p>管理運営組織規程【委員会】第12条（抜粋）</p> <p>法人に専門的事項について審議するため、各種委員会を置く。</p> <p>2 委員会について必要な事項は、別に定める。</p> <p>人事委員会規程【審議事項】第2条（抜粋）</p> <p>(1) 教職員の選考、採用及び配置に係る方針に関すること。</p> <p>(2) 教員選考の実施に関すること。</p> <p>(3) 教職員の評価に関すること。</p> <p>(4) 教員選考及び職員採用の評価並びに評価後のフォローアップに関すること。</p> <p>(5) 本学の関係病院，他大学，官公庁，民間企業等との人事交流の方針に関すること。</p>	<p>・管理運営組織規程 第12条（委員会）</p> <p>・人事委員会規程 第2条（審議事項）</p> <p>・国立大学法人滋賀医科大学における人事基本方針</p> <p>・第2期男女共同参画推進基本計画（マスタープラン）（男女共同参画推進室HP）</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。</p>
<p>補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>本学は、中期計画において、予算（人件費見込みを含む）計画に基づいた中期的な財務計画（収支計画、資金計画等）を策定し、教育研究の費用及び成果等については、毎年度財務諸表、事業報告書を作成しておりホームページで公表している。同計画の作成にあたっては財務委員会の審議後に経営協議会の審議を経て役員会の承認を得ているものを公表している。災害等の社会情勢の変化があった場合は、すみやかに補正予算の編成を行って資金不足などが生じないように対応している。</p>
<p>補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本学は、教育、研究、診療等を含む法人の活動状況、成果、資金の使用状況等を、財務諸表、事業報告書及び決算報告書にまとめ、企業等からの資金提供状況とともに大学ホームページで公表している。また、これらをステークホルダーにわかりやすく発信するため、統合報告書を作成し公表している。</p>
<p>補充原則1-4② 国立大学法人は、その法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にし、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成すべきである。 また、当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである。</p>		<p>本学は、学長の定める特命事項を担当する「学長補佐」及び理事の業務を補佐する「副理事」を置き、役員会等主要な場への陪席を求め、法人経営を担い得る人材を育成している。また、国立大学協会が主催する将来の経営人材を育成する研修会等への積極的に参加している。</p> <p>管理運営組織規程【学長補佐】第15条（抜粋） 学長は、特命事項について担当する学長補佐を指名することができる。 2 学長補佐は、「学長補佐（〇〇担当）」として発令し、任期は学長が定める期間とする。</p> <p>管理運営組織規程【副理事】第16条（抜粋） 学長は、理事の下に副理事を置くことができる。 2 副理事は、理事を補佐するとともに、理事の命を受け業務を処理する。 3 副理事は「副理事（〇〇担当）」として発令し、任期は学長が定める期間とする。</p>

根拠資料等

- ・令和2年度 国立大学法人滋賀医科大学年度計画
- ・法定公開情報（情報公開法）業務に関する情報「財務に関する情報」（大学HP）

- ・法定公開情報（情報公開法）業務に関する情報「財務に関する情報」（大学HP）
- ・情報公開（企業等からの資金提供状況）（大学HP）

- ・管理運営組織規程 第15条（学長補佐）、第16条（副理事）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】			
記載事項	更新の有無	<p>記載欄</p> <p>※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。</p>	根拠資料等
<p>基本原則2. 法人の長の責務等</p> <p>国立大学法人は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、社会に対する役割を果たし続けるため、法人の長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築する必要がある。そのために、意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、法人全体の機能強化を図るべきである。</p>			
<p>原則2-1-3</p> <p>【ビジョン実現のための執行体制の整備】</p> <p>法人の長は、ビジョンを実現するために、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備すべきである。また、法人の長は原則1-4で示した「長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」を行うべきである。さらに、各補佐人材の責任・権限等を明確にし、それらを公表しなければならない。</p>		<p>学長は、自らを補佐する人材として、高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、適任者を理事に任命し、職務を分担し学長を補佐している。その際、法人の役員又は職員でない外部理事として、地域医療業務担当理事を置いている。さらに、学長を助け校務をつかさどる者として研究・企画・評価担当理事、医療・財務・労務担当理事、教育・学生支援・コンプライアンス担当理事及び内部統制システムを統括する事務局長を副学長を任命し、特命事項として、大学改革、男女共同参画を担当するため学長補佐。教育改革、研究推進、臨床研究、労務担当として副理事を任命している。このように、学内外から適任者を選任・配置し、自らをサポートする体制を整備している。</p> <p>また、長期的な人材育成として、原則1-4の記載欄で述べた取組を行っている。</p> <p>さらに、理事及び学長補佐について、その担当事項を付記した一覧名簿を大学ホームページや一般向け冊子「大学概要」で公表している。</p> <p>管理運営組織規程【役員の任命等】第6条（抜粋）</p> <p>3 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長が任命する。</p> <p>4 理事の任命に当たっては、その任命の際に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営組織規程 第6条（役員の任命等） ・運営組織（役員名簿）（大学HP） ・大学概要 「組織等」23頁
<p>2-2 役員会の責務</p> <p>原則2-2-1</p> <p>【法人経営に係る重要方針の十分な検討】</p> <p>国立大学法人の役員会は、国立大学法人の重要事項について十分な検討・討議を行うことで、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保すべきである。</p> <p>また、役員会は、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事録を公表しなければならない。</p>		<p>役員会は、国立大学法人法に則り定められた以下の審議事項について検討・討議を行い、学長の意思決定を支援している。役員会には構成員である学長及び理事4名に加え、監事2名、副学長（事務局長）及び学長補佐5名を陪席として出席している。また、役員会は、開催回数を毎月2回とすることで本学の重要事項について迅速に審議し、その都度、議事録を大学ホームページで公開している。</p> <p>役員会規程【審議事項】第2条（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中期目標についての意見に関する事項 (2) 中期計画及び年度計画に関する事項 (3) 長期計画に関する事項 (4) 法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (5) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (6) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (7) コンプライアンス体制の推進に関する事項 (8) その他役員会が定める重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会規程 第2条（議決事項） ・会議報告（役員会）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員 及びその他必要な職員」を指す。</p>
<p>原則 2 - 3 - 2</p> <p>【多様な人材の登用・確保】</p> <p>国立大学法人は、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、積極的に産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保すべきである。</p> <p>その際、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかを明らかにし、その目的に合致する人材の発掘及び登用を行い、その状況を公表しなければならない。</p>		<p>根拠資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営組織規程 第6条（役員の任命等） ・運営組織（役員名簿）（大学HP）
		<p>本学は、管理運営組織規程第6条で定めるとおり、理事に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにし、経営層の厚みを確保している。</p> <p>現在、大学と関係病院との連携による地域医療の推進を担う人材育成、関係病院における男女共同参画を大学と協働して担当する理事として、地域医療に積極的に取り組む関係病院の現職病院長を非常勤理事に任命し、公表している。</p> <p>管理運営組織規程【役員の任命等】第6条（抜粋）</p> <p>3 理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長が任命する。</p> <p>4 理事の任命に当たっては、その任命の際に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】			
記載事項	更新の有無	<p>記載欄</p> <p>※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。</p>	根拠資料等
<p>基本原則3. 経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議及び監事の責務と体制整備</p> <p>国立大学法人は、自主的・自律的・戦略的な経営を可能とするため、経営協議会、教育研究評議会における審議を充実させるとともに、学長選考会議における法人の長の選考及び厳格な評価の実施、監事による監査業務の遂行等を通じ、各組織の責務の明確化、体制の整備・強化等の適切な法人経営を支える体制を工夫すべきである。</p>			
<p>補充原則3-1-1①</p> <p>国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするとともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。</p>		<p>本学は、経営協議会の学外委員の選考方針について、大学に関し広くかつ高い見識を有する学外有識者から教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命すると経営協議会規程において定めている。企業運営財務、大学経営、医療関係施設経営、行政等の経験を有する人材を学外委員として任命し、規程及び委員一覧を公表している。</p> <p>経営協議会において、学外委員からの多様な幅広い意見を聴くため採り上げたい議題や資料等の要望について照会している。また、会議当日の議論を活性化させるため、学外委員から議題や資料を募る等、運営方法の工夫を行い、公表している。</p> <p>経営協議会規程【審議事項】第2条（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人滋賀医科大学の経営に関する事項 (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち法人の経営に関する事項 (3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に関する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (6) その他法人の経営に関する重要事項 <p>経営協議会規程【組織】第3条（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)学長 (2)理事又は事務局長 (3)学長が指名する職員 (4)本学の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営協議会規程 第2条（審議事項）、第3条（組織） ・経営協議会委員

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。</p>
<p>補充原則 3-3-1①</p> <p>学長選考会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要なとされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。</p>		<p>本学の理念を踏まえた学長選考基準を策定して公表し、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求めている。選考手続きにおいては、従来行われてきた意向聴取投票を廃止し、電子メールによる意見募集を学長選考の参考の一つとすることを学長選考等実施細則に規定し、学長選考会議が自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くして適正に選考を行い、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表している。</p> <p>学長選考会議規程【業務】第2条（抜粋） 学長選考会議は、次の各号に掲げる業務を行う。 (1)学長の選考基準及び選考手続の策定並びにその公表に関すること。 (2)学長候補者の選考に関すること。 (3)学長候補者の選考の結果並びに国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）に基づく選考理由及び選考過程の公表に関すること。 (4)学長の業務執行状況の確認に関すること。 (5)国立大学法人法第17条第2項に掲げる事由の調査に関すること。 (6)学長の解任の申出に関すること。 (7)その他学長選考会議の運営に関し必要な事項。</p> <p>学長選考等実施細則【学長選考の参考としての意見募集】第6条（抜粋） 学長選考会議は、学長の選考の参考とするため、推薦資格者に対して、期間を定めて、学長候補適格者に関する意見を募集するものとする。 2 推薦資格者は、前項の意見募集があった場合は、滋賀医科大学情報ネットワーク利用内規第4条第1号に定める教職員用メールを使用し、当該メールには氏名を明記のうえ、意見を提出することができる。 3 学長選考会議は、前項により提出された意見から、推薦資格者の氏名を削除し、推薦資格者に対応する次の3種の職種のみを付した資料を作成する。 (1) 第3条第2項第1号から第3号，第5号及び第6号に該当する者 役職員 (2) 同項第4号に該当する者 教員 (3) 同項第7号から第13号に該当する者 病院職員</p>
<p>補充原則 3-3-1②</p> <p>学長選考会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、公表しなければならない。</p>		<p>学長の任期の始期は、中期目標・計画の開始日の2年前からとし、その任期は6年とする。また、学長は再任できない。ただし、学長が辞任を申し出たとき又は学長が欠員となったときに選考された学長は、1回につき再任することができる。</p> <p>学長選考規程【学長の任期】第5条（抜粋） 学長の任期の始期は中期目標・計画の開始日2年前からとしその任期は6年とする。 2 学長は再任できない。ただし、第3条1項第2号又は第3号に掲げる理由より選考された学長は、1回につき再任することができる。</p>
		<p>根拠資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考会議規程 第2条（業務） ・学長選考等実施細則 第6条（学長選考の参考としての意見募集） ・次期学長に求める学長像（滋賀医科大学学長像）平成31年3月25日決定（大学HP）
		<ul style="list-style-type: none"> ・学長選考会議規程 ・学長選考規程 第5条（学長の任期）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
<p>原則 3 - 3 - 2</p> <p>【法人の長の解任のための手続の整備】</p> <p>学長選考会議は、法人の長の選考を行うとともに、法人の長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても法人の長の解任を文部科学大臣に申し出る役割も有する。このため、学長選考会議は、予め法人の長の解任を申し出るための手続について整備し、公表しなければならない。</p>		<p>記載欄</p> <p>※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。</p> <p>学長の解任審査は、学長選考等実施細則第11条で次のとおり規定しており、該当すると認められる場合に学長選考会議が行うこととしている。</p> <p>なお、解任の申出は、学長選考等実施細則第13条において、学長選考会議委員の3分の2以上の賛成による議決により、学長選考等実施細則第11条の(1)～(4)に該当すると認めた場合は、その理由を付して、文部科学大臣に学長の解任を申し出るものと規定している。</p> <p>学長選考等実施細則【解任の審査】第11条（抜粋）</p> <p>学長の解任審査は、次の各号の一に該当すると認められる場合に学長選考会議が行う。</p> <p>(1)心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2)職務上の義務違反があるとき。</p> <p>(3)職務の執行が適当でないため、業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき。</p> <p>(4)その他学長たるに適しないと認められるとき。</p> <p>学長選考等実施細則【解任の審査請求】第12条（抜粋）</p> <p>学長の解任審査は、次の各号の一に該当する場合に行う。</p> <p>(1)学長選考会議委員の1名以上による解任審査請求があったとき。</p> <p>(2)経営協議会委員の3分の1以上による解任審査請求があったとき。</p> <p>(3)教育研究評議会評議員の3分の1以上による解任審査請求があったとき。</p> <p>(4)推薦資格者のうち、学長を除いた者の3分の1以上による解任審査請求があったとき。</p> <p>2 前項の解任審査請求は、解任すべき理由を付した書面により議長に提出する。</p> <p>学長選考等実施細則【解任の申出】第13条（抜粋）</p> <p>学長選考会議は、学長選考会議委員の3分の2以上の賛成による議決により、第11条各号の一に該当すると認めた場合は、その理由を付して、文部科学大臣に学長の解任を申し出るものとする。</p>	<p>根拠資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考会議規程 ・学長選考等実施細則 第11条（解任の審査）、第12条（解任の審査請求）、第13条（解任の申出） ・学長選考規程

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】			
記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
<p>補充原則 3-3-3②</p> <p>学長選考会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。</p>		<p>学長選考会議は、学長選考会議規程第2条第1項第4号に基づき、令和元年度までは学長の6年の任期中、就任から2年度目及び4年度目に、学長の業務執行状況の確認を行う際に、評価及び助言等を行うとともに、確認内容及びその評価結果を公表している。なお、学長選考会議において検討の結果、令和2年度以降は、学長の業務執行状況の評価頻度を毎年度とすることとしている。</p> <p>学長選考会議規程【業務】第2条（抜粋） 学長選考会議は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)学長の選考基準及び選考手続の策定並びにその公表に関すること。 (2)学長候補者の選考に関すること。 (3)学長候補者の選考の結果並びに国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）に基づく選考理由及び選考過程の公表に関すること。 (4)学長の業務執行状況の確認に関すること。 (5)国立大学法人法第17条第2項に掲げる事由の調査に関すること。 (6)学長の解任の申出に関すること。 (7)その他学長選考会議の運営に関し必要な事項。</p>	<p>・学長選考会議規定 第2条（業務）</p> <p>・会議報告（学長選考会議）</p>
<p>原則 3-3-4</p> <p>【経営力を発揮できる体制の検討】</p> <p>学長選考会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。</p>		<p>本学は1法人1大学の単科大学であるため、大学総括理事は置いていない。</p> <p>国立大学法人法【役員】第10条第3項（抜粋） 国立大学法人が二以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、第十二条第二項に規定する学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人に、その設置する国立大学の全部又は一部に係る学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務（以下「大学の長としての職務」という。）を行う理事（以下「大学総括理事」という。）を置くことができる。</p>	<p>・国立大学法人法 第10条第3項（役員）</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄 ※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。	根拠資料等
------	-------	---	-------

基本原則 4
【社会との連携・協働及び情報の公表】
 国立大学法人は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくべきであり、そのために、情報の公表を通じて透明性を確保すべきである。
 また、併せて、国立大学法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要があり、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施することで、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表しなければならない。

<p>原則 4 - 2 【内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表】 国立大学法人は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべきである。 そのためには、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しなければならない。</p>	<p>本学は、役員（監事を除く）の職務の執行が、国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制を確立し、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性を確保するため、内部統制システムを整備し、業務を有効・効率的かつ適正に運営している。 本学は、内部統制システムの運用体制を以下のとおり規定し、重要事項を審議するため内部統制委員会を設置しており、これらを定めた「内部統制システムに関する規程」を大学ホームページで公開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制システム最高管理責任者：学長 ・内部統制システム統括管理責任者：事務局長 ・内部統制システム推進責任者：各部局の長 ・内部統制システム推進部署：総務企画課 <p>国立大学法人滋賀医科大学における内部統制システムに関する規程【目的】第2条（抜粋） 内部統制システムを整備し、役員（監事を除く。）の職務の執行が、国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制を確立し、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性を確保するため、業務を有効・効率的かつ適正に運営することを目的とする。</p> <p>具体的なリスクに関する内部統制システムは以下のとおりであり、必要に応じて見直しを図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究公正及び公的研究費の不正使用に関しては、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の趣旨及び内容を踏まえ、「滋賀医科大学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止に関する基本方針」及び「滋賀医科大学における研究者および研究支援者の行動規範」、並びに関係規程（大学HP「研究不正防止」ページ参照）を定め、大学ホームページやリーフレットで公表・周知している。
--	--

- ・国立大学法人滋賀医科大学における内部統制システムに関する規程 第2条（目的）
- ・国立大学法人滋賀医科大学の業務方法書の変更の認可について（平成27年4月1日）
- ・滋賀医科大学内部統制システム体制図
- ・滋賀医科大学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止に関する基本方針
- ・滋賀医科大学における研究者および研究支援者の行動規範
- ・研究不正防止（大学HP）
 公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程
 公的研究費の不正使用等に係る調査に関する内規
 研究活動の不正行為への対応に関する規程

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。</p> <p>・利益相反に関しては、個人としての利益相反については、「利益相反ポリシー」及び「利益相反マネジメント規程」を定め、「人を対象とする医学系指針」や「臨床研究法」に対応した利益相反審査フローを整備、運用している。法人としての利益相反については、「組織的利益相反マネジメントポリシー」及び「組織的利益相反マネジメント規則」を定め、年1回、学外委員を含む「組織的利益相反監視委員会」を開催している。これらの規程等は、大学ホームページ等で公表している。</p> <p>・内部通報・外部通報に関しては、公益通報実施要領を定め、公益通報窓口を学内（総務企画課）及び学外（弁護士）に設けるとともに、公益通報者保護規程を定め通報者の保護を行っている。規程や通報窓口は、大学ホームページ等で公表している。</p> <p>公益通報者保護規程【窓口】第5条（抜粋） 本学の公益通報等の窓口は、総務企画課とする。 2 前項に加えて、学外の窓口を第7条第2項第3号に規定する弁護士とする。</p> <p>公益通報者保護規程【公益通報の調査】第7条（抜粋） 本学に公益通報調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 学長が指名する理事又は事務局長 1名 (2) 教育研究評議会で選出された評議員 3名 (3) 本学が定める弁護士 1名 (4) その他学長が必要と認める者 若干名 3 前項第2号から第4号までの委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない</p>	<p>根拠資料等</p> <p>・利益相反（大学HP） 利益相反ポリシー 利益相反マネジメント規程 組織的利益相反マネジメントポリシー</p> <p>・公益通報者保護規程 第5条（窓口）、第7条（公益通報の調査）</p> <p>・公益通報実施要領</p>

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
		<p>※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。</p> <p>・医学部附属病院における医療安全に関しては、医療法施行規則の規定に基づき、適正な医療安全管理体制を確保するため、医療安全、法律等に識見を有する附属病院と利害関係のない学外者を含む「医療安全監査委員会」を設置している。学長は、委員会からの監査結果の報告を受け、必要な措置を講じるとともに、監査結果を公表している。</p> <p>医療安全監査委員会規程【任務】第3条（抜粋） 委員会は、次の各号に掲げる事項について確認し、監査することとする。 (1) 医療に係る安全管理についての業務方法書及び規則等の整備状況に関すること。 (2) 関係法令，業務方法書，規則等に基づく業務の実施状況に関すること。 (3) 医療安全管理責任者，医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者の行うべき業務の状況に関すること。 (4) 医療安全管理部の体制及び業務の状況に関すること。 (5) 医療安全管理委員会の業務の状況に関すること。 (6) その他本院における医療安全管理体制に関すること。 2 委員会は、監査を実施するにあたり、病院長及び担当者から報告を求め、必要に応じて実地調査を行うことができる。 3 委員会は、必要に応じ、学長又は病院長に対し、是正措置を講ずるよう意見を述べるものとする。 4 委員会は、監査の結果を公表するものとする。</p> <p>医療安全監査委員会規程【組織】第4条（抜粋） 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 医療に係る安全管理に関する識見を有する者 若干名 (2) 法律に関する識見を有する者 若干名 (3) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者 若干名 (4) その他学長が必要と認めた者 若干名 2 前項第1号から第3号の委員は、本院と利害関係のない外部の者とする。 3 第1項各号の委員は、学長が委嘱する。 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 5 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>情報管理リスクに関しては、情報セキュリティインシデントに迅速に対応するため、情報セキュリティインシデント対策チーム（以下、「CSIRT」という）を整備し、CSIRT要員にセキュリティ研修を受講させ人材育成を進めている。また、情報セキュリティ意識の向上のため本学メールアドレス取得者全員に対して毎年、情報セキュリティe-Learningの受講を義務付けている。</p> <p>・本学の健全な運営に資することを目的として内部監査によるチェックを実施しており、本学の運営状況を適法性と妥当性の観点から公正かつ客観的な立場で調査及び検証し、その監査結果に基づく助言、提案等を行っている。</p>	<p>・医療安全監査委員会規程 第3条（任務）、第4条（組織）</p> <p>・滋賀医科大学情報統括・セキュリティ委員会規程</p> <p>・滋賀医科大学情報セキュリティインシデント対策チーム内規</p> <p>・内部監査実施規程</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		<p>※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。</p>
<p>原則4-1</p> <p>【法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表】</p> <p>国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保すべきであり、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表しなければならない。</p>		<p>本学は、法令に基づく情報公開に加え、法人運営、役員会、経営協議会、教育研究評議会の議事録、教育・研究及び社会貢献活動に関する事項について、その都度、大学ホームページ、大学概要、その他広報誌で公表している。なお、ホームページで公開している法令に基づく公開情報は、広報担当部署において適時確認・更新を行っている。</p>
<p>補充原則4-1①</p> <p>国立大学法人は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しなければならない。</p>		<p>本学は、様々なステークホルダーに向けての情報公開を、大学ホームページ及び広報誌で行っている。</p> <p>大学ホームページは、関係する情報へのアクセスのために訪問者別メニュー（受験生、在学生、卒業生、地域・一般の方、企業・研究者の方、教職員）を設けている。</p> <p>広報誌は、対象者別に、本学の教育・研究・診療などの情報を広く学外向けに発信する広報誌から、本学に関係する一般者として最も多い患者向けの広報誌、学生・教職員を対象とした学内向け広報誌まで、幅広く作成している。</p> <p>一般向け：大学概要、統合報告書、滋賀医大ニュース</p> <p>患者向け：滋賀医大病院ニュース、病院ニュース別冊TOPICS</p> <p>学生・教職員向け：勢多だより、大学概要、統合報告書</p> <p>受験生向け：大学案内、学生募集要項</p> <p>産業界向け：大学概要、統合報告書、大学ホームページの「研究シーズ集、医療ニーズ集」</p> <p>地域の医療機関向け：診療案内、滋賀医大病院ニュース</p>
		<p>根拠資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定公開情報（情報公開法）（大学HP） ・大学概要（大学HP） ・広報誌（大学HP） (1)滋賀医大ニュース、(2)勢多だより、(3)滋賀医大病院ニュース&別冊TOPICS、(4)Institutional Research(IR) Report ・学生募集要項（医学部）（大学HP） ・学生募集要項（大学院医学系研究科）（大学HP） ・研究シーズ集（大学HP） ・医療ニーズ集（大学HP） ・診療案内（病院HP）
		<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開（大学HP） ・大学概要（大学HP） ・広報誌（大学HP） (1)滋賀医大ニュース、(2)勢多だより、(3)滋賀医大病院ニュース&別冊TOPICS、(4)Institutional Research(IR) Report ・学生募集要項（医学部）（大学HP） ・学生募集要項（大学院医学系研究科）（大 ・研究シーズ集（大学HP） ・医療ニーズ集（大学HP） ・診療案内（病院HP） ・入試情報（イベント）（大学HP） ・高大連携事業（大学HP） ・公開講座（大学HP）

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄	根拠資料等
<p>補充原則 4 - 1 ②</p> <p>国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等）を公表しなければならない。</p>		<p>※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。</p> <p>【学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠及び学生の進路状況等】 本学は、教育の全体の方針、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、大学ホームページ上で公開している。また、講義・演習・実習等については、『履修要項・講義概要（シラバス）』に学習目標、授業概要、評価方法を明記し、大学ホームページ上で公開している。学部学生（第2学年以上）には、毎年4月上旬の新年度オリエンテーションで前年度の成績通知書を配付しており、保護者には毎年4～5月頃に前年度の成績通知書を郵送することで学生の学修状況を通知している。 本学の教育の成果としては、本学は医科大学であることから、学生の国家試験（医師国家試験、看護師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験）の合格率及び学部学生及び大学院生の進路状況についても、大学のホームページ及び大学概要で公開している。また、毎年4月に学部学生の保護者を対象に開催する各学科後援会総会において、直近の国家試験の合否結果及び学生の進路状況等の資料を配付のうえ報告している。</p> <p>【学生の満足度】 『学習・学生生活実態調査』及び『大学院学生対象アンケート』において、「教育内容」、「学習環境・共用施設」、「学習支援」、「研究指導」等についての学生の満足度を把握し、結果を報告書に取りまとめて大学ホームページで開示している。なお、医学・看護学教育センター運営会議では学生の満足度向上に向けて、大学運営等に反映させるべき要望があれば適切な委員会等における検討を経て対応（改善等）するPDCAサイクルを回している。</p> <p>【その他特記すべき事項】 学生の講義等について、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、Webツールによるオンライン形式やオンデマンド形式、課題レポート提出形式等の遠隔形式で実施し、令和2年度後期は、感染拡大防止に係る対策・配慮を徹底のうえ、対面を原則とし、遠隔形式も適宜併用しながら実施している。</p>	<p>根拠資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育目標、3つのポリシー（医学部医学科）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（医学部看護学科）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（大学院医学系研究科博士課程）（大学HP） ・教育目標、3つのポリシー（大学院医学系研究科修士課程）（大学HP） ・履修要項・講義概要（シラバス）（大学HP） ・国家試験・就職状況（大学HP） ・法定公開情報（教育に関する情報）（大学HP） ・大学概要「学生数等」35頁（大学HP） ・大学案内（大学HP） ・学習・学生生活実態調査 ・大学院学生対象アンケート（博士） ・大学院学生対象アンケート（修士） ・大学院卒業生就職等一覧
<p>補充原則 4 - 1 ③</p> <p>国立大学法人は、公共的財産であることに鑑み、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、法人の活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表しなければならない。</p>		<p>補充原則 1 - 3 ⑥（4）に記載</p>	

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

<p>記載事項</p>	<p>更新の有無</p>	<p>記載欄 ※本ガバナンスコード報告書に記載する「職員」とは、管理運営組織規程第17条に規定する「事務職員，技術職員，教務職員及びその他必要な職員」を指す。</p>	<p>根拠資料等</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項 (本項目については、別途公表しているHPがある場合、当該HPのURLをリンクすることで差支えありません)</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 大学ホームページ 法定公開情報（情報公開法） https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/information-disclosure/act-on-access-to-information</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 病院長選考会議関係 https://www.shiga-med.ac.jp/introduction/organization</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 滋賀医科大学医学部附属病院医療安全監査委員会規程 https://www.shiga-med.ac.jp/hospital/doc/hospital/anzenkansa/index.html</p>	